

重要事項説明書

総合支援

(居宅介護/重度訪問介護)

 **たじま医療生活協同組合**

ヘルパーステーション えがお

当事業所は、障害者自立支援法の指定（居宅介護/重度訪問介護/同行援護：2814400103）を受けています。

当事業所が、あなたに対する障害福祉サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

- (1) 法人名：たじま医療生活協同組合
- (2) 法人所在地：豊岡市今森465番地1
- (3) 電話番号：0796-24-7035
- (4) 代表者氏名：理事長 安木 洪
- (5) 設立年月日：1995年6月1日

2 事業所概要

- (1) 事業所名：ヘルパーステーション えがお
- (2) 所在地：豊岡市江本396番地1 サンシティーEMOTO102号室
- (3) 事業所番号：2814400103
- (4) 電話番号：0796-24-4731
F A X：0769-24-4733
- (5) 管理者氏名：西 田 静 香
- (6) 事業の目的

ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り健康で自立した生活を営む事ができるよう医療と介護の連携をとりながら、快適な在宅生活が、継続できる事を目的として、障害福祉サービスを提供します。

- (7) 運営方針

事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。事業者はたじま医療生活協同組合の理念（患者の権利章典）に基づき、運営会議を設置し、事業運営上必要な事項について適時協議します。

- (8) 開設年月：2005年4月1日

- (9) 運営日及び営業時間

月～金曜日 8時45分～17時30分 土曜日 8時45分～12時45分

※日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は原則休みです。

- (10) サービス実施地域：旧豊岡市・旧城崎町・旧日高町・旧竹野町・旧出石町

- (11) 事業所が行っている他の事業

訪問介護・予防訪問介護（介護保険法） 2874400365

3 当事業所の職員（訪問介護/障害サービスを提供する職員）

職種	人数	資格
管理者兼 サービス提供責任者	1名（訪問介護員 兼務）	介護福祉士
サービス提供責任者	1名（訪問介護員 兼務）	介護福祉士
訪問介護員	10名 （内女性9名男性1名）	介護福祉士（3名） ヘルパー2級（7名）

4 対象となるサービス内容

（1）居宅介護

①身体介護

- 入浴介助・清拭・洗髪→入浴の介助や清拭（身体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排泄介助→排泄の介助・オムツの交換
- 食事介助→食事の介助
- 衣類の着脱の介助→衣類の着脱の介助
- 通院介助→通院の介助
- その他、必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

②家事援助

- 調理
- 掃除
- 洗濯
- 買い物
- その他、必要な家事援助を行います。

※ 預貯金の引き出しや、預け入れは行いません。

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の掃除は原則として行えません

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴・排泄・食事の介助・外出時における移動支援などを総合的に行います。

（3）その他

必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

5 利用料金

(1) サービス利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。
利用者は、サービスに要した費用の原則1割を事業者にお支払いいただきます。

<2人介助の場合>

利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2倍の料金をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

介護給付対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

<償還払い>

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載したサービス提供証明書を発行しますので、後日このサービス提供証明書を添えて市町村に償還払い申請をして下さい。

(2) 交通費

前期2-(9)に該当する地域の方は無料です。

サービス担当地区以外の訪問1回につき担当地区を越えた所から利用者宅までの距離に応じて以下の通りに定めます。

往復10km未満 100円 往復30km以上 400円 往復

往復10km以上20km未満 200円

往復20km以上30km未満 300円

(3) 利用のキャンセル

①利用予定日の前に、ご利用の都合によりサービスの利用を中止することができます。この場合、利用予定日の前日までに事務所に申し出てください。

②当日になってサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかりますので、中止の場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の2時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の2時間前までにご連絡がなかった場合	利用料の1割負担
ご連絡がなかった場合	

※その他の費用

①ご利用のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者の負担になります。

②自費利用について

当事業所の介護保険・自立支援のサービスをご利用中の利用者様につきましては、自費サービスの利用が可能です。保険内では利用できない内容のサービスをご検討の際は、ご相談ください。尚、通院介助時の待ち時間等も自費の対応とさせていただきます。

(4) 各種加算について

○初回訪問加算 200単位/月 (利用者負担200円)

初回訪問時の一月のみ算定。

○緊急時訪問介護加算 100単位/回 (利用者負担100円)

居宅介護計画上にない、急を要する訪問を行った場合のみ算定。

○処遇改善加算 (I)

総利用単位数に12.3%を乗じた単位数をご請求させていただきます。

○特定事業所加算II

所定単位数の100分の10に相当する単位数で請求させていただきます。

6 サービス提供にあたって

①受給者証の確認

サービス提供に先立って、障害受給者証に記載された内容を確認させていただきます。受給者証の更新や、住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

②記録の保管について

当事業所では、サービス提供の記録について、本人及び家族に限り、記録の閲覧が出来る様、5年間保管いたします。

③サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス実施毎に、実施日・サービス内容などを記録し、利用者様にその内容をご確認して頂きます。その際、お手数では御座いますが、毎回確認印のご準備をお願い致します。

④損害保険の加入について

当事業所は、万が一の事故発生に備えて、共栄火災海上保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています

⑤料金の支払い方法

1、お支払い方法は、口座自動引き落としを原則としています。

2、利用月の翌月の15日前後までに、利用料金の請求書を担当ヘルパーが訪問時にお持ちします。

その月の20日もしくは27日に口座から引き落としされます。

3、領収書は、翌月の請求書とまとめてお持ちさせていただきます。

7 苦情申請・会計担当窓口

① お客様相談・苦情窓口

② 会計担当窓口

担当者	西田 静香	担当者	瀬渡 亜由美
電話番号	0796-24-4731	電話番号	0796-24-7007
FAX	0796-24-4733	FAX	0796-24-7010
受付日	営業日 2-(9)に記載	受付日	営業日 2-(9)に記載
受付時間	営業時間	受付時間	営業時間

② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村に苦情を伝えることができます。

豊岡市市役所福祉事務所社会福祉課	豊岡市立野町 12-12	(0796) 24-7033
出石総合支所健康福祉課	出石町内町 1	(0796) 52-3111
城崎総合支所健康福祉課	城崎町桃島 1057-1	(0796) 32-0001
竹野総合支所健康福祉課	竹野町竹野 1585-1	(0796) 47-1111
日高総合支所健康福祉課	日高町祢布 920	(0796) 42-1111
兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会		
神戸市中央区坂口通 2-1-1 (兵庫県福祉センター内)		078-242-6868

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族等	氏名	続柄 ()
	連絡先	
	氏名	続柄 ()
	連絡先	

9 重要事項説明書の内容変更について

当事業所において、重要事項説明書の内容変更等ございましたら、速やかに文書にて変更内容を明記し配布いたします。

サービスの提供開始にあたり、ご利用者及びその代理人に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明日：平成 年 月 日

時間： 時 分 場所

【事業所】

事業所所在地：豊岡市江本 396-1 102

名称：たじま医療生活協同組合

ヘルパーステーション えがお 印

説明者氏名 印

平成 年 月 日

上記内容の説明を事業者から受けました。

【利用者】

住所

氏名 印

【利用者代理人】

住所

氏名 印